

議案第109号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例及びさいたま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例及びさいたま市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例及びさいたま市印鑑条例の一部を改正する条例

(さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部改正)

第1条 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～5 [略] (電子情報処理組織を使用する方法による交付の申請に係る手数料に関する特例)	附 則 1～5 [略] (電子情報処理組織を使用する方法による交付の申請に係る手数料に関する特例)
6 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第47号）の施行の日から令和8年3月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請（ <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名</u> を行い、当該電子署名に係る <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第16条の2第</u>	6 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第47号）の施行の日から令和8年3月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請（ <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u> を用いてさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）第2条第2項第2号の電子署名を行い、当該電子署名に

1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。)を行う場合の別表第1項第1号及び第2項に掲げる交付の手数料の額については、さいたま市印鑑条例(平成13年さいたま市条例第200号)第13条第2項に規定する端末機(以下「端末機」という。)による交付以外の交付を受ける場合の手数料の額から100円を減じた額とする。

係る同項第3号の電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。)を行う場合の別表第1項第1号及び第2項に掲げる交付の手数料の額については、さいたま市印鑑条例(平成13年さいたま市条例第200号)第13条第2項に規定する端末機(以下「端末機」という。)による交付以外の交付を受ける場合の手数料の額から100円を減じた額とする。

(さいたま市印鑑条例の一部改正)

第2条 さいたま市印鑑条例(平成13年さいたま市条例第200号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「法」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項の規定により記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。)に使用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。)に使用し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。